定

- 1. 私は、現職会員の資格を喪失したとき、また、この約定及 び兵庫県学校厚生会(以下「厚生会」という。)貸付金取扱 細則ならびにその他の諸規定の一つにでも違反したときは、 未償還元利金を即時一括して償還します。
- 2. 第1項の債務を履行しなければならないときは、給付金及 び退職手当金等で償還します。なお、債務全額を消滅させる に足りないときは直ちに残額を償還します。

厚生会は金融情勢の変化、その他相当の理由がある場合 は、上記弁済条件第1条で定めた利率を一般に行われる程度 の幅で変更することができ、変更にあたっては通知文により 所属所を诵じて诵知するものとします。

金利は標準変動金利を基本とし、すまいる住宅貸付特約書に 基づき特約金利を選択できます。特約期間中は選択した特約金 利を適用します。特約期間終了後は終了時における標準変動会 利が適用され、一定の条件のもとで再び特約が選択できます。

- 3. 利率の変更は、利率変更後所定の償還月から行い、償還額 の変更がなされない場合は、その内訳である元本と利息額を かえるものとします。ただし、支払利息額が償還額を上回る 場合は、償還額を厚生会が上記の弁済条件にかかわらず変更 することがあります。
- 4. 最終回返済額は毎月の返済額にかかわらず、残存元本額に その利息を加えた額とします。
- 5. 厚生会が必要と認めたときは、私が受領すべき退職手当金 等(名称の如何を問いません)を厚生会の有する債権に厚生 会が認める順序方法により充当処理されても異議ありませ ん。このことにかかる書類作成の必要があれば、いつでもそ の要求に応じます。
- 6. 厚生会と保険会社の間で契約している保証保険制度の適用 を受けるものとし、保険会社所定の料率による保証保険料を 厚生会に毎月の貸付金償還額に加え分割して支払うことに同 意します。また、金融情勢の変化、その他相当の事由がある 場合には、保険料率が厚生会と保険会社の間で一般に行われ る程度のものに変更されることに同意します。
- 7. 私の債務不履行に基づく厚生会から保険会社への債権譲渡 については何ら異議なく厚生会と保険会社(求債権者)に対 して誠意をもって処理します。
- 8. 厚生会と保険会社との間で契約している団体信用生命保険 制度の適用を受けるものとします。但し、万一告知義務違反 その他の理由により生命保険会社から保険金の支払いが無かった 場合または支払われた保険金の返還請求があった場合、未償 還元利金を即時一括して償還します。
- 9. 厚生会が必要と認めたときは、厚生会の承認する担保を差 し入れ、又は保証人をたて、若しくは追加します。
- 10. 債務不履行に基づく場合の延滞利息等の額は、利息制限法 の定めるところにより計算した額に償還に要した費用を加算

した額の範囲内で定めた額とします。なお、その償還方法、 時期は厚生会所定の方法によることに同意します。

- 11. 厚生会は、借受人が何らかの事由により債務不履行に陥っ た場合、厚生会に対する預金その他の債権など、その債権の 期限等の如何にかかわらず、債務全額と相殺できます。相殺 する際には所定の手続きを省略し、払戻し、解約、処分のう え、その取得金を持って全額債務の弁済に充当することがで きます。相殺計算する場合には、債権債務の利息等の計算期 間は、相殺計算実行の目までとし、預金その他の債権の利率 については、預金取扱細則に基づくものとします。
- 12. 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたと きは、当然に期限の利益を喪失し、厚生会に対し、残債務全 額を直ちに支払います。
 - (1) 借受人が本借用証書に定める債務の履行を2回以上怠った 上き
 - (2) 借受人が第三者から差押え又は仮差押えを受けたとき
 - (3)借受人が破産又は民事再生の申立をしたとき
- 13. 借受人が前項の定めにより期限の利益を喪失した場合に は、厚生会は、借受人の厚生会に対する預金債権その他の債 権について、その債権の期限等の如何にかかわらず、借受人 の残債務全額と相殺できます。相殺する際には、所定の手続 を省略し、払戻し、解約、処分のうえ、その取得金をもって 全額債務の弁済に充当することができます。相殺計算する場 合には、債権債務の利息等の計算期間は、相殺計算実行の日 までとし、預金債権その他の債権の利率については、預金取 扱細則に基づくものとします。
- 14. お名前、住所、その他届け出事項を変更したときは、直ち に書面によって届け出をいたします。この届け出を怠ったた めに、厚生会からなされた通知又は送付された書類等が延着 し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに、到 着したものとされても異議ありません。
- 15. 私は、抵当権設定の必要な場合、次のとおり行います。
 - (1) 住宅金融支援機構・年金福祉事業団を利用した時は、支援 機構・年金の抵当権設定登記後1ヶ月以内。
 - (2) その他の場合は、所有権移転登記完了後1ヶ月以内。
- もし期限内に手続きが完了しない場合は即時一括償還します。 16. 私は、貸付金の償還が完了する以前に厚生会の承諾なく、
- この貸付により取得した不動産の全部又は一部を他に入質転 貸、又は譲渡等の行為及び価値を減少させる一切の行為をい たしません。
- 17. 強制執行の承諾がある公正証書を作成する必要が生じたと きは、いつでもその要求に応じます。
- 18. 証書の作成等、その他必要費用は私の負担とし、訴訟が生 じたときは私の現住所にかかわらず、厚生会本部所在地を管 轄する裁判所を充てることに異義ありません。